

## ○鹿児島大学病院監査委員会規則

平成29年3月1日

規則第20号

### (設置)

第1条 国立大学法人鹿児島大学が、医療法(昭和23年法律第205号)第19条の2第2号及び医療法施行規則(昭和23年厚生労働省第50号)第15条の4第2号の規定に基づき、鹿児島大学病院(以下「病院」という。)に、鹿児島大学病院監査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(前号の委員を除く。)
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 委員の数は3人以上とし、半数を超える数は、本学と利害関係のない前項1号及び2号の者から選任するものとする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、病院長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

6 学長は、委員会名簿及び委員の選定理由について厚生労働大臣に提出するとともに、公表を行うものとする。

### (任務等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 委員会は、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じ自ら確認すること。
- (2) 委員会は、必要に応じ、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を述べること。
- (3) 委員会は、前各号の業務について、監査報告書を学長に提出するとともに、監査結果を公表すること。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、本学と利害関係のない委員のうちから、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催及び議事)

第5条 委員会は、年2回以上開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、関係部署の協力を得て、病院総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月3日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成30年6月1日から適用する。